

飯田北いちょう小学校いじめ防止基本方針

平成 26 年 3 月 31 日策定（令和 6 年 3 月 21 日改定）

1 いじめ防止に向けた考え方

①いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。（いじめ防止対策推進法 第 2 条）

②いじめ防止等に向けての基本理念

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心できる生活の場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因となりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長の阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。そこで本校では、「いじめ」に対して共通認識をもち、いじめ防止へ向けて次のような基本理念を示す。

- ・いじめはどの集団にも、どの学級にも、どの子どもにも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害案件である。
- ・いじめを防止するには、特定の子どもや特定の立場の人だけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組む必要がある。
- ・子どもの健全育成を図り、いじめのない子ども社会を実現するためには、学校、行政機関、保護者、地域など、市民がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力し、活動する必要がある。
- ・子どもは、自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない子ども社会の実現に努める。

2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

①委員会の構成員

- ・常設開催…校長・副校長・教務主任・児童支援専任・養護教諭・各ブロック主任
- ・臨時開催…上記構成員に加え、当該学級・学年担任・専科教諭
必要に応じて心理や福祉等の専門家の参加を求める。

②委員会の運営

- ・委員会を常設し、月 1 回定期的を開催する。
- ・いじめ認知（可能性も含む）した際は、直ちに開催する。
- ・責任者の校長は、学校として組織的に対応方針を決定する。
- ・児童支援専任は、主担当として会議の進行や会議録の作成・保管、進抄の管理を行う。

③委員会の活動内容

- ・いじめ事案に対して、中核となり組織的に取り組む。
- ・情報の収集や記録、対応に関する役割分担をする際の中心となる。
- ・いじめの未然防止や早期発見のための環境づくりを行うとともに、活動を児童や保護者に周知する。
- ・重大事態が起こった場合は、中核となって調査を行うとともに直ちに教育委員会に報告する。
- ・いじめ防止に向けた年間計画の作成や PDCA サイクルでの検証を行う。

3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

①いじめの未然防止

- ・いじめを許さない学級風土づくりを進め、日頃から児童と教職員との信頼関係づくりに努める。
- ・「飯田北いちょう小学校のきまり」の見直しを適時行い、実態に即した児童の規範意識を醸成する。
- ・人権教育、道徳教育の推進や自主的な体験活動の充実、「子どもの社会的スキル横浜プログラム」の活用等を通して、児童の自己肯定感の向上と望ましい人間関係づくりに努める。
- ・外国籍、外国につながる児童、障害のある児童等、配慮が必要な児童に対して、多文化共生の意識を全ての児童に高めていく指導を行う。
- ・「横浜子ども会議」等を受けて児童の主体的な取組を推進する。
- ・「ケータイ・スマホ教室」等を通じた情報モラル教育を充実させる。あわせてタブレット端末器の使用について「使い方のルール」を用いてモラルの向上をはかる。

②いじめの早期発見

- ・いじめを見逃さないために、児童のささいな変化について教職員間で情報交換を意識的に行う。
- ・定期的なアンケートやいじめ解決一斉キャンペーンの実施によって実態を把握する。
- ・Y-P アセスメントを活用した事例検討会を実施する。
- ・日記や自主学习ノート、保護者との継続的な連絡等により児童の様子や思いを把握する。
- ・児童支援専任を窓口として、保護者は児童の成長を支えるパートナーという基本認識に立ち、保護者や地域、関係機関との連携を行う。

③いじめに対する措置

- ・いじめ防止対策委員会が中心となり、事態の確認、情報の共有、対応の在り方の検討等を組織的に行う。
- ・被害児童及び保護者への支援、加害児童及び保護者への指導・支援を組織的計画的に行う。
- ・必要に応じて警察署等関係機関や専門機関との連携を行う。

④いじめの解消

少なくとも次の2つの要件が満たされている状態とする。

- ・いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること
- ・いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

⑤教職員等への研修

児童支援専任や児童指導委員会と連携し、教職員の能力を高める次のような実践的な研修を行う。

- ・児童心理や行為、行動の背後にある子ども同士の人間関係を適切に捉える能力を高める児童理解研修を行う。
- ・法や制度の確実な周知や関係諸機関理解、いじめ防止や対応における事例検討等の研修を行う。

⑥学校運営協議会等の活用

- ・「横浜市立上飯田中学校・飯田北いちょう小学校・上飯田小学校学校運営協議会」や「上飯田中学校区学校・家庭・地域連携事業」等の場を活用し、いじめ問題について課題を共有し、地域ぐるみでいじめを許さない風土を醸成し、解決に向けて協力して取り組める関係を築く。
- ・学校ホームページ、学校だより等でいじめの重大性や学校の基本方針について広報する。

⑦取組の年間計画

月	取組内容	行事等
4月	児童情報引継ぎ 年間計画と重点指導内容等の確認 中学校ブロック3校連携部会	入学式、始業式 学校説明会
5月	児童理解研修全体会 いじめ解決一斉キャンペーン ⇒全児童（記名式）アンケート～教育相談	家庭訪問
6月	YP アセスメント 生活アンケート（いじめ防止） 中学校ブロック子ども会議 中学校ブロック3校連携担当者会	学校運営協議会
7月	ケータイ・スマホ教室 校内研修（YP アセスメント）	保護者面談 学校家庭地域連携事業協議会 地区懇談会
8月	泉区子ども会議 中学校ブロック拡大委員会	
9月	中学校ブロック3校連携担当者会	学校運営協議会
10月	中学校ブロック児童生徒交流会	前期終業式・後期始業式 運動会
11月	YP アセスメント⇒児童教育相談 中学校ブロック3校連携担当者会	I・I ウォークラリー
12月	人権週間 いじめ解決一斉キャンペーン ⇒全児童（無記名）アンケート・教育相談 校内研修（いじめ防止） 中学校ブロック児童生徒交流会	保護者面談
1月	新入生引継ぎ（幼保小連携）	
2月	中学校ブロック3校連携部会	入学説明会 学校運営協議会
3月	年間の振り返り 新年度への引継ぎ	卒業証書授与式 修了式

学校いじめ防止対策委員会（月1回・随時）いじめ認知・支援方針の決定

- 通年
- ・児童理解研修（月1回・打ち合わせ時）
 - ・カウンセラーによる教育相談（児童、保護者）
 - ・中学校ブロック専任会（授業参観・月1回）

4 重大事態への対処

①重大事態の定義

いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」とされている。

(いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項)

②発生の報告

学校は重大事態と思われる案件が発生した場合（疑いを含む）は、直ちに教育委員会に報告する。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年 1 回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。